

Title	〔商法一七一〕 支払いの見込みがないのに約束手形を振り出した取締役の第三者に対する責任と過失相殺 (東京高裁昭和四七年九月一八日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.8 (1977. 8) ,p.64- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770815-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一七一〕 支払の見込がないのに約束手形を振り出した取締役の第三者に対する責任と過失相殺

〔東京高裁昭和四六年(ホ)一四三七号損害賠償請求控訴事件、
昭和四七年九月一八日判決、
判例時報六八五号一二四頁〕

〔判示事項〕

一、経営不振の会社が取引先から営業に必要な資材を買い受け、代金支払の見込がないのにその支払のために振り出した約束手形が不渡になった場合には、右振出をなした代表取締役および会社の資金関係を担当していた専務取締役には商法二六六条の三にもとづく責任がある。

二、右責任により賠償されるべき損害については被害者の過失が相殺される。

〔参照条文〕

商法二六六条の三、民法七二二条

〔事実〕

給排水設備工事等を業とする訴外A株式会社は、請負代金の貸倒れにより経営上大きな打撃を受けたため、同会社の業務全般を現実

に総括指揮していた代表取締役Y₁(被控訴人)および会社の資金ぐり全般について決済していた専務取締役Y₂(被控訴人)は、個人所有の土地の売却・個人所有の土地を担保に供しての借入等により営業資金の導入をし、さらに訴外B会社の下請となつて恒常的に一定の仕事を確認する手段を講ずるなどして営業の好転をはかつたが、ついに倒産するに至つた。一方、水道工事材料等の販売問屋であるX会社(控訴人)は、商法にもとづく会社整理開始命令を受け訴外C(その後X会社代表取締役)が管理人に選任されていたが、たまたまCがB会社の東京支店長と知り合いであつたところから、同支店長の紹介で、倒産に至る以前のA会社に水道工事材料等を納入していた。

右取引にあたり、CはA会社の営業状態がかんばしくないことは知つていたが、X会社も整理再建のためには取引をしなければならぬ状況にあり、かつ、前記のように確実と思われる紹介者があつたことに信頼して取引にふみきつたものであつた(その後A会社と

の取引はXの営業のかんりの部分を占めるに至つた)。そして、右取引の支払は満期四、五ヶ月の約束手形をもつてなされることとされたため、A会社の倒産の結果、右支払のために振り出された本件手形が不渡となつた。

そこでXは、本件手形の振出はY₁およびY₂がA会社の職務の執行としてしたものであると、同人らはその当時、その職務上当然に、A会社が支払期日に右債務を支払う能力がないことを知つたこととあり、かりにそうでないとしても、これを知らなかつたことについては重大な過失があるものといふべきであるとして、Y₁およびY₂の商法二六六条の三にもとづく損害賠償責任を追及して本訴を提起した。

〔判旨〕

Xの請求一部認容（原判決取消）。

「本件約束手形は、A会社がその営業のため、Xから購入した材料代金を支払うため振り出されたものであることが明らかである。そうして、A会社において、Y₁およびY₂が、右のような取引をして、A会社として手形債務を負担するにあつては、その支払の見込みないし支払資金の用途をたてた上でこれをするのが当然であり、ましてA会社が前記のような状態にあるにおいては、なおさらのことである。しかし、Y₁およびY₂は、A会社の破綻が目前に迫つた頃に至つて、ようやく、取引金融機関に融資の申込をし、又、取引先に対して手形期日の延期を懇請したに止まり、そのほか、経営の悪化が顕著となつた頃において、A会社の営業の遂行について予

め十分な見透しを持ち、確固とした方針をたてていたものとは認め難いのである。しかも、Y₂は、原審における本人尋問において、右融資の申込について供述しているが、何を担保としていくらを借受ける所存であつたのか必ずしも明らかではなく、更に、Y₁およびその妻の所有の不動産は、当時に売却ないし担保に供されていたことを考えると、右の申込が果してどれだけ実現の可能性があつたのか疑わしい。また、取引先に対して、手形期日の延期を求めるとは、まさに窮余の策であつて、成否の不確実な手段といわざるを得ない。従つて、Y₁およびY₂がとつた右の手段そのものも、経営努力という面からみて、いずれも適切なものとは認め難いものである。

このようにみると、A会社の経営の悪化が顕著となつた頃以降において、Y₁およびY₂が、右のように会社の経営について確たる見透しと方針を持たぬまま、Xと従前のとおり取引を継続し、支払の見込みないし支払資金の用途も十分でないまま、前記のとおりの手形債務を負担するに至つたのは軽率極まりないところであつて、Y₁およびY₂は、少くとも右手形の振出について重大な過失があるといわなければならない。ことに、訴外会社の経営がいよいよ悪化し、振出手形の決済資金に事欠くに至つてから以降において、Y₁およびY₂は、一方において、見込みのうすい融資の申込や、取引先に対する手形期日の延期の要請という適切とは考えられない手段に一縷の望みを話しながら、他方においてXとは従前のとおり取引をして、手形を振り出したものであるから、この点だけからしても、Y₁およびY₂は、本件手形の振出については、重過失の責を免がれない

ものである。

してみれば、 Y_1 および Y_2 は、いずれもA会社の取締役として、その職務を執行するについて重大な過失があつたものであるから、商法二六六条の三の規定により、Xに対し、連帯してその被つた損害を賠償する責任がある。」

「ところで、Xは、B会社東京支店長の紹介によりA会社を知り、A会社の営業状態にかんばしくない点のあることはわかつていたが、Xも再建整理のためには取引をする必要があつたので、右の紹介を信頼してA会社と取引を開始したことが明らかである。このこと自体は、当時Xが普通の会社であれば特に非難すべきことではないが、当時Xは会社整理の過程にあつて、会社の業務及び財産の管理が命ぜられていたのであるから、この命令の執行にあたる管理人としては、右のようにして始まつたA会社との取引の結果のいかんは、単にXの利益に影響するのみでなく、Xの債権者の利害に重大な関係のあることに思いを致し、A会社との取引によりXが不測の損失を被ることのないよう、特に、A会社の営業状態等を常に十分注意して、取引の継続をはかる義務があるものというべきである。まして、A会社との取引は、Xの営業の相当部分を占めるに至つているにおいては、なおさらのことである。ところがXの管理人であつたCないし職員において、特に右の点について十分な注意と監視をばらうことを怠らなかつた事跡を認めるに足らず、他にこれを認めるに足る証拠はない。してみれば、Xが、このように特段の配慮をしないまま、経営不振の状態にあるA会社と倒産時まで取引

を継続したことは、不注意であつたとのそしりを免がれないところである。そこで、このXの過失を斟酌して、 Y_1 および Y_2 に対するXの損害賠償の額を判断する（認定損害額四三六万余円中一〇〇万円を過失相殺）」

〔研究〕

(一) 商法二六六条の三の責任の法的性質については、法定特別責任説と不法行為責任説との対立があるが（学説に關しては、本間・小町谷記念論集一〇八頁以下、拙稿・ジュリスト昭和五〇年度重要判例解説七九頁、判例は前者を採り（最大判昭四四・一一・二六民集二三卷一一号二一五〇頁、筆者もこれに賛成する（拙稿・下級審商事判例評釈昭三〇―三九、一二五頁以下））。したがつて、同条は取締役の職務懈怠につきその責任を加重するものであり、「悪意又は重大な過失」は、会社に対する職務懈怠に關して必要とされるべきものである。

本条を適用した事例をみると、取締役が、支払の見込みがないにもかかわらず手形を振り出し、それが不渡りになつた場合、これをその重過失による職務懈怠にあたるものとするのが一般的である。例えば、最判昭四一・四・一五（民集二〇卷四号六六〇頁）は、「事業の遂行につきはつきりとした見通しも、方針もなく、事業の拡張により収益を増加し、右手形金の支払が可能であると軽率に考え、これらの手形により金融を受けて、その会社の資産、能力を顧慮しないで、調査不十分の事業に多額の投資をし破綻を招いたのは、会社の経営に当たる取締役としては、著しく放漫なやり方であつて、右各手形の振出に關し、上告人においてその職務を行なうについて重

大な過失があると認めるのが相当」と判示する。

ただし、会社に対する職務懈怠という観点からすれば、右判決の認定する点は、事業拡張のための金融が放漫経営にあたるということである。会社の倒産とそれによる手形の不渡ということ自体は、かならずしも常に取締役の職務懈怠の結果であるとはかぎらない。特に、本件はいわゆる連鎖倒産であつて、右最判のような放漫経営による職務懈怠という事実が認定されているわけではない。会社経営が破綻に瀕した場合、取締役は、不渡の可能性を予測しながらも、なお一縷の望みをつないで取引上手形を振出すことが職務行為として要求される場合もありうる。この場合、手形の不渡による所持人の損害の予見は、そのこと自体が直接に職務懈怠となるものではない。ただ、経営の好転が期待できず、手形振出によつて単に会社債務の増大をもたらすだけだということが予見される場合には、そのような手形の振出は職務懈怠にあたるものというべきことになる。(この点で、西独株式法九二条三項が「会社の支払不能が発生し、またはその債務超過が明らかとなつた後は、取締役会は支払を給付することを許されない。この時点の後でも、その支払が通常かつ、良心的な営業指揮者の注意と一致し得るときは、これは適用されない」ものと規定することが参照されるべきであろう)。

したがつて、本件にあつては、本件手形振出がいかなる意味で職務懈怠にあたるかを認定し、その上で、その職務懈怠につき悪意又は重過失を判断すべきであつたにもかかわらず、判決がY₁およびY₂の手形振出それ自体につき重過失を判断していることは、職務懈怠

の認定があきらかではない点で、商法二六六条の三の適用のためには不十分であつたものといわざるをえない。いいかえれば、本件事実関係からすれば、A会社が営業を継続して行くためにはB会社から原料を購入するはかなかつたのであり、本件手形はその代金支払のために振り出されたものであるから、Y₁およびY₂による無計画なA会社の営業継続そのことが会社に対する職務懈怠にあたるものとしてその理由を説示するか、あるいは、営業継続そのことが職務懈怠にあたらないものとすれば、本件手形をして不渡としないための手段がありえたにもかかわらず、あえてその手段を採らなかつたことによる職務懈怠を認定する必要があつた。もし、本件事案がいわゆる取り込み詐欺にあたるものであつたとすれば、むしろ手形振出に關与した者の不法行為責任を問題とするのが本筋である。

(二) 商法二六六条の三の責任の性質を不法行為責任と解する立場では、民法の不法行為に關する諸規定がこの場合にも適用されることになる。これに対して法定特別責任とする立場では、右の諸規定が当然に適用されることにはならない。学説の中には、法定特別責任と解する立場に立つかぎり一般の債權に關する規定のみが適用されなければならないとする見解も強い(松田・株式会社法の理論二八七頁)。

近時、商法二六六条の三の責任の消滅時効期間について、最判昭四九・一二・一七(民集二八卷一〇号二〇五九頁)は、不法行為に關する七二四条ではなくて、民法一六七条一項を適用するべきものとして(ただし、右最判は、責任の法的性質論から直結的に適用法規をもと

めているものではない。すなわち、民法七二四条の規定が当然に適用されるものではないことを前提として、その上で、法規の類推適用の可否を判断しているのである。

おもうに、法定特別責任説にあつては、損害賠償額の算定・履行の方法等についての適用法規を何にもとめるかはのこされた問題なのであつて、責任の性質を特別責任と解すること、その履行に関する根拠法規を不法行為についての規定にもとめることは、かならずしも矛盾するものではない。なぜなら、特別責任ということとは、一方では不法行為責任と性質を異にすると同時に、他方では契約にもとづく債務者の責任とも性質を異にすることになるからである(拙稿・前掲ジュリハ〇頁)。要するに、商法二六六条の三の責任については、その具体的な内容に関する直接の適用法規は欠缺しているものと考えられるのであつて、当事者の利益状況を実質的に判断して類推すべき法規をもとめるほかないのである。

損害賠償額の算定における過失相殺については、民法上、債務不

履行に関する四一八条および不法行為に関する七二二条二項の規定があるが、不法行為における過失相殺は、被害者の過失によつて拡大した損害はほんらい加害行為との相当因果関係の範囲外であるというものを根拠とするものと解され(加藤・不法行為二四八頁)、その点に関する利益状況は商法二六六条の三の第三者に過失ある場合と同様であつて、同条の責任の性質にかかわらず、これを類推すべきである(大阪地判昭三八・一・二五下級民集一四卷一号九三頁、なお発起人の第三者に対する責任につき大判昭一五・一二・二四民集一九卷二四〇二頁)。

この場合に民法四一八条を適用すべきものとすれば、取締役の職務につき債権者の地位に立つものは会社であるから、したがつて取締役の職務懈怠に関して会社に過失があつたときにはじめて相殺が問題とされるべきこととなり、第三者に対する損害賠償責任の場合とは利益状況を異にすることとなる。

倉沢 康一郎

〔最高裁判事例研究 一四七〕

昭和二三三(最高民集二卷
四号一〇四頁)

弁論再開の申請の不採用と弁論の不当制限

判決言渡期日の通知の方式

仮処分命令異議事件(昭和二三・四・一七第二小法廷判決)